

## 第8回加茂市都市計画マスタープラン策定委員会 意見対応表

No.	意見	対応	資料
1	平仮名の「まちづくり」はどのような意味合いで使用しているか。	1 ページに「まちづくり」、「都市づくり」、「地域づくり」の定義について記載を追加しました。	別紙 1
2	都市計画に関する解説書については、「第1章 計画の位置づけと背景」に記載した方が分かりやすい。	都市計画マスタープランに関する説明は1 ページに追加しました。その他の都市計画に関する解説は参考資料P13～P18に記載しました。	別紙 1
3	35 ページ（修正後 36 ページ）の公共施設一覧の 21 番で「コミュニティセンター」の伸ばし棒（一）が入っており修正が必要である。また、1 ページの「人口減少・少子高齢化の進展」について、「進展」という表現は基本によいことに対して使用するため違和感がある。	該当箇所を修正しました。 （「人口減少・少子高齢化の進展」→「人口減少・少子高齢化の進行」）	—
4	75 ページ（修正後 76 ページ）の市街地のあり方について、「市民に許容され得る限られた範囲」というのはどう捉えればいいのか。	「市民に許容され得る限られた範囲」を削除し、文章を修正しました。	別紙 2
5	89 ページの「目標 1 持続的発展が可能なまちづくり」に西加茂地域が含まれていないことが疑問である。バイパスが開通し、広域から人を引きつけるチャンスがあるにもかかわらず、西加茂地域へ呼び込む計画が無い。	目標 1 や西加茂地域の方針図などに記載しているように、コンパクトなまちづくりを推進するため、無秩序な市街地拡大を抑制する方針です。そのような方針の中で、バイパスから西加茂地域への幹線道路についても開発を抑制するべき考えです。バイパスから呼び込む計画についてはソフト施策を中心として今後検討が必要です。	—
6	95 ページのイメージイラストについて、河川軸は軸の表現ではなくエリアの表現となっている。軸にするのであれば、もっと長い河川軸を表現する必要がある。また、集落交流拠点は、中山間地の農村の美しい谷の風景を反映すべきである。	イメージイラストについては、スケジュールの関係上、広く市民に納得感の得るものを作成することは困難であると判断し、削除いたしました。 次回の都市マス改定において、適切なイラストが掲載できるか再検討いたします。	—
7	162 ページの主要な取組の体系について、全体構想の目標が4 つに対して3 つしか記載されていない。4 つ目の目標は節が分かれていて、分かりづらい構成である。	体系図に目標 4 を追加しました。	別紙 3
8	163～164 ページの加茂駅周辺の賑わい創出について、官民連携の取組が進まないと感じている。学生ベンチャーを推進し、学生のアイデアを実現可能な形で取り入れることで、新しい賑わいを創出できるのではないかと考える。	旗振り役がいなければ進まないことは課題として認識しています。まちづくり法人の設立推進なども含めて今後も検討が必要です。	—

No.	意見	対応	資料
9	<p>166 ページの公共交通のり・デザインに関して、子育て世代は車を所有しているイメージが強いため、高齢者に焦点を当てる方が良い。</p> <p>また、学校の統廃合に伴い、遠方から通学する学生が増えており、遊びに行くのが難しい状況である</p>	<p>地域公共交通計画については策定済みであるため、今後の検討といたします。</p> <p>学生の課題については、公共交通活性化協議会の方でも課題とされており、検討が必要です。</p>	—
10	<p>167 ページにある「立地適正化計画の策定イメージ」について、防災指針のイメージを反映するべきである。</p>	<p>ハザードエリアから安全な地域への居住誘導のイメージを反映しました。</p>	別紙 4
11	<p>170 ページの流域治水プロジェクトの図の旗揚げの色について、黄色と白色で違いはあるか。</p>	<p>旗揚げの色を白色に統一しました。</p>	—
12	<p>実現化方策について、全体的にピンクの枠線がある箇所と無い箇所があり、統一が必要である。</p>	<p>枠線が無い箇所に追加しました。</p>	—

# 意見対応表No.1、2

変更前

変更後

第1章 計画の位置づけと背景

第1章 計画の位置づけと背景

## 第1章 計画の位置づけと背景

## 第1章 計画の位置づけと背景

### 1. 都市計画マスタープランとは

### 1. 都市計画マスタープランとは

#### 1-1 計画策定の背景と目的

#### 1-1 計画策定の背景と目的

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものです。  
 加茂市では、これまで都市計画マスタープランを策定しておりませんでした。近年では全国的な人口減少・少子高齢化の進展をはじめ、環境・エネルギー問題の深刻化、気候変動に伴う自然災害の激甚化・頻発化、情報化やグローバル化の進展など、社会情勢は目まぐるしく変化しております。  
 また、加茂市では、令和3年度に「加茂市総合計画」を策定し、「笑顔あふれるまち加茂」をまちの将来像に掲げ、各分野の施策を進めようとしています。  
 都市計画マスタープランは、上記の点を踏まえ、おおむね20年後の都市の姿を展望し、「加茂市総合計画」に掲げた将来像を実現するため、都市計画の総合的な理念・目標と、適正な土地利用及び保全の誘導、都市施設の整備等に関する方向性を示し、都市計画行政に関する長期的な指針として活用するものです。

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものです。  
 近年では全国的な人口減少・少子高齢化の進行をはじめ、環境・エネルギー問題の深刻化、気候変動に伴う自然災害の激甚化・頻発化、情報化やグローバル化の進展など、社会情勢は目まぐるしく変化しております。  
 令和3年度に「加茂市総合計画」を策定し、「笑顔あふれるまち加茂」をまちの将来像に掲げ、各分野の施策を進めようとしています。  
 加茂市では、これまで都市計画マスタープランを策定しておりませんでした。上記の点を踏まえ、おおむね20年後の都市の姿を展望し、「加茂市総合計画」に掲げた将来像を実現するため、都市計画の総合的な理念・目標と、適正な土地利用の誘導、都市施設の整備等に関する方向性を示し、都市計画行政に関する長期的な指針として新たに策定を行うものです。

#### 1-2 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、県が策定する「加茂都市計画区域マスタープラン」や加茂市が策定する「加茂市総合計画」などの上位計画に即し、土地利用、交通、防災等の様々な分野の関連計画との整合を図ります。  
 また、計画策定にあたっては、アンケート調査などによって住民意向を十分に反映して、策定を行うものとします。

### 都市計画マスタープランってどんな計画？

都市計画は、長期的な見通しを持って都市の将来像を明らかにして定める必要があります。  
 この都市の将来像を示し、その実現に向けた基本的な方針を明らかにする役割を担うのが「都市計画マスタープラン」であり、言わばまちの設計図です。  
 場当たり的な整備を行うのではなく、長い目で考えて、どんな都市を目指すのか、そしてどこで何から始めるのかを設計図として示し、具体的に事業などを進める際の羅針盤として活用することが重要です。

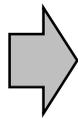
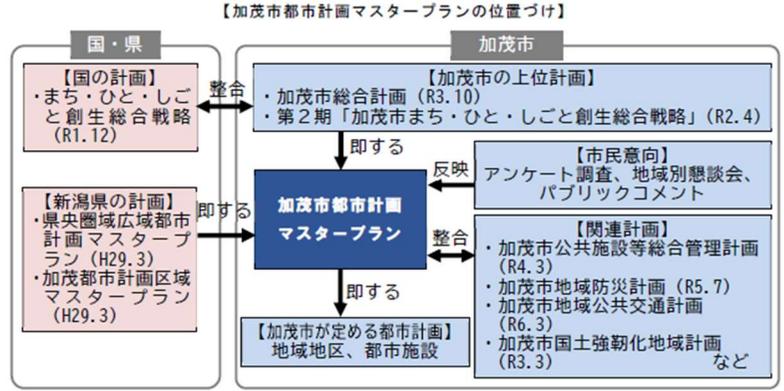


事業などについて詳細な内容を示すと社会情勢の変化によりズレが生じてしまうおそれがあります。  
 都市計画マスタープランは、「方向性を示す」ものであり、長期的な視点で読み取れる表現を中心に、見通しが可能な事柄を具体的に示す計画です。



※都市計画に関する解説は、参考資料 P13 以降に示しています。

本計画では、「都市づくり」、「まちづくり」、「地域づくり」の用語を以下のように使い分けています。  
 都市づくり：都市計画や都市整備など、市が主体となって進める全市的かつ長期的な方針を指す場合に使用。経済効果などを目的とする。  
 まちづくり：市民や事業者、市などが連携しながら進める活動を指す場合に使用。地域の魅力向上や住みやすさに影響する。  
 地域づくり：地域別構想の5地域を基本とした、地域全体での方針に関わる活動をさす場合に使用。



意見対応表No.4

変更前

変更後

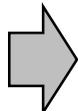
第2章 加茂市の現状と課題

第2章 加茂市の現状と課題

2) 加茂市における今後のまちづくりの方向性について

2) 加茂市における今後のまちづくりの方向性について

項目	考察	グラフ
市街地のあり方	<p>・今ある市街地の充実や良好な開発を前提とし、<b>市民に許容され得る限られた範囲内での市街地整備を検討しながら、人口減少社会に対応したコンパクトなまちづくりを推進していくことが必要です。</b></p>	
住宅地	<p>・商業施設などに近接した利便性や移住・定住の促進に向けた空き家や空き地の活用<sup>※</sup>に留意するとともに、<b>既存住宅地における生活環境の整備・改善に向けた取組を検討していくことが必要です。</b></p> <p>・年齢別の 50 歳代以下では「商業施設などが身近に整備された住宅地の整備」や「既存住宅地の生活環境（生活道路、下水道、公園など）の整備・改善」が最も高くなっており、買物などの利便性や生活インフラの充実に関心が強い一方で、60 歳代以上は「加茂市の空き家バンク事業などによる、空き家や空き地の活用」が最も高くなっており、空き家や空き地の問題に関心が強いことがうかがえます。</p>	



項目	考察	グラフ
市街地のあり方	<p>・今ある市街地の充実や良好な開発を前提とし、<b>市街地整備を検討しながら、人口減少社会に対応したコンパクトなまちづくりを推進していくことが必要です。</b></p>	
住宅地	<p>・商業施設などに近接した利便性や移住・定住の促進に向けた空き家や空き地の活用<sup>※</sup>に留意するとともに、<b>既存住宅地における生活環境の整備・改善に向けた取組を検討していくことが必要です。</b></p> <p>・年齢別の 50 歳代以下では「商業施設などが身近に整備された住宅地の整備」や「既存住宅地の生活環境（生活道路、下水道、公園など）の整備・改善」が最も高くなっており、買物などの利便性や生活インフラの充実に関心が強い一方で、60 歳代以上は「加茂市の空き家バンク事業などによる、空き家や空き地の活用」が最も高くなっており、空き家や空き地の問題に関心が強いことがうかがえます。</p>	

意見対応表No.7

変更前

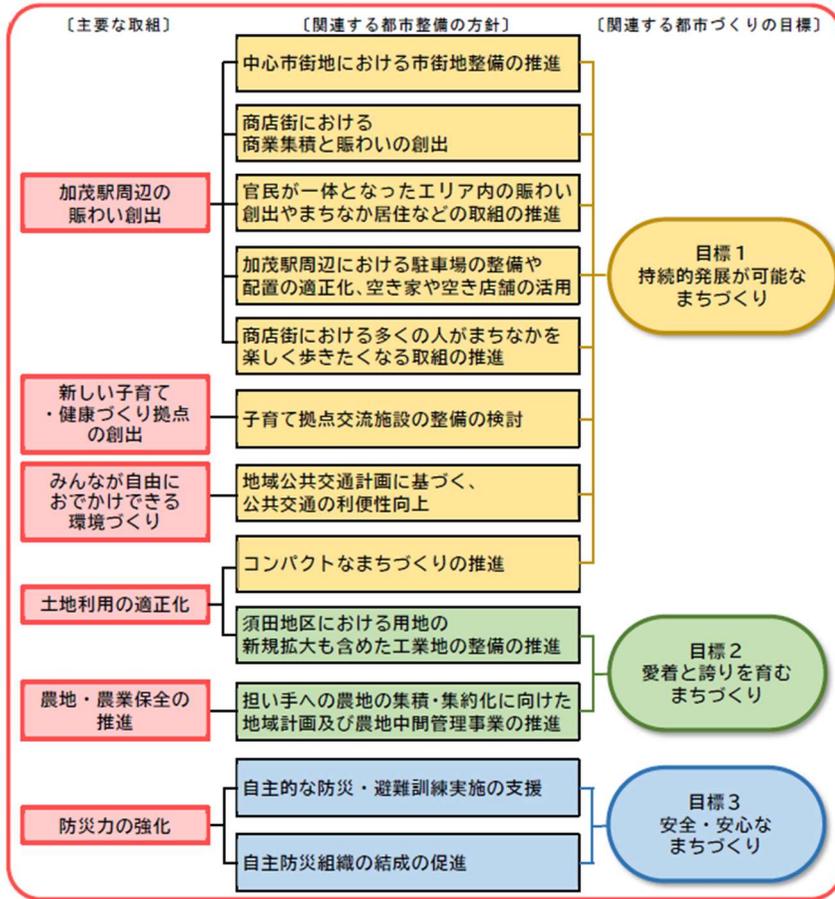
加茂市都市計画マスタープラン

2. 主要な取組

2-1 主要な取組の体系

「第4章 都市整備の方針」で示す各種方針のうち、「第3章 都市の将来像」で設定した“都市づくりの目標”の実現に向けて、主要な取組を整理します。

【主要な取組の体系】



変更後

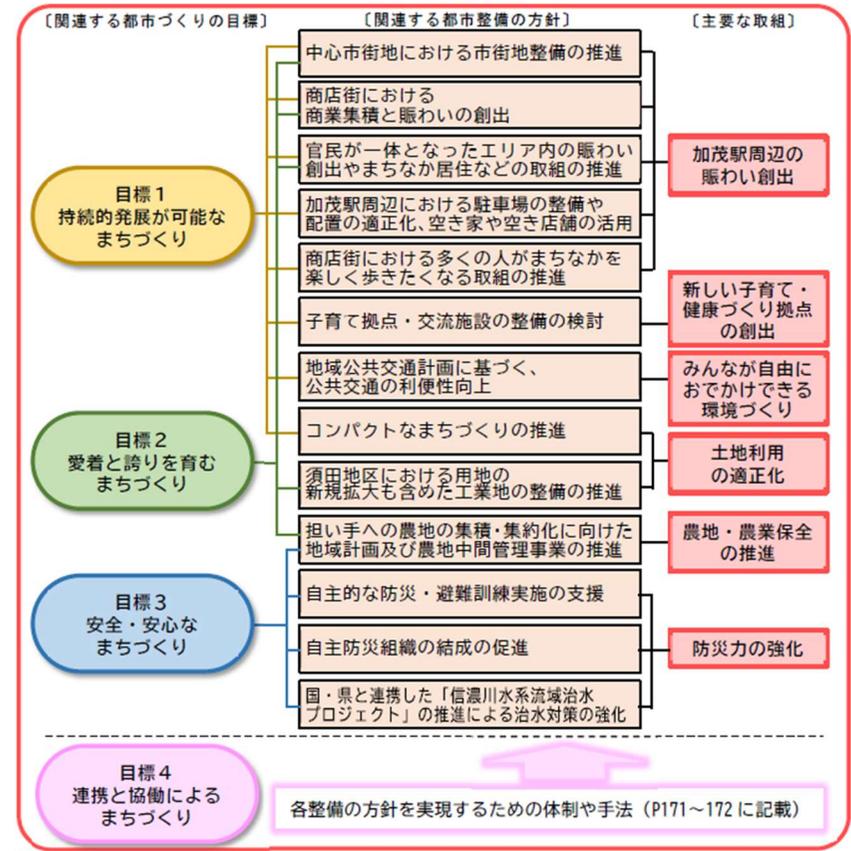
加茂市都市計画マスタープラン

2. 主要な取組

2-1 主要な取組の体系

「第4章 都市整備の方針」で示す各種方針のうち、「第3章 都市の将来像」で設定した“都市づくりの目標”の実現に向けて、現在加茂市で実施中の施策や短中期（おおむね10年以内）で実施する施策、さらに都市整備の方針の6つの分野との関連性を踏まえた主要な取組を示します。

【主要な取組の体系】



# 意見対応表No.10

変更前

変更後

## 第6章 実現に向けて

## 第6章 実現に向けて

### 2-5 土地利用の適正化

立地適正化計画によるコンパクトなまちづくりの推進や都市計画制度の適切な運用により、土地利用の適正化を図り、持続的発展が可能なまちづくりを目指します。

### 2-5 土地利用の適正化

立地適正化計画によるコンパクトなまちづくりの推進や都市計画制度の適切な運用により、土地利用の適正化を図り、持続的発展が可能なまちづくりを目指します。

#### (1) 立地適正化計画の策定

- 立地適正化計画は、居住を誘導するエリア（居住誘導区域）と都市機能を誘導するエリア（都市機能誘導区域）を定め、公共交通等により生活利便施設にアクセスできるコンパクトなまちづくりを推進する計画です。
- コンパクトなまちづくりにより人口減少と少子高齢化に対応した持続的発展が可能な都市構造の再構築を目指します。

#### (1) 立地適正化計画の策定

- 立地適正化計画は、居住を誘導するエリア（居住誘導区域）と都市機能を誘導するエリア（都市機能誘導区域）を定め、公共交通等により生活利便施設にアクセスできるコンパクトなまちづくりを推進する計画です。

ハザードエリアから安全な地域への居住誘導のイメージを反映

コンパクトなまちづくりにより人口減少と少子高齢化に対応した持続的発展の再構築を目指します。

【立地適正化計画の策定イメージ】

